

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年7月21日（令和4年（行情）諮問第427号）

答申日：令和5年10月19日（令和5年度（行情）答申第381号）

事件名：共同計画策定メカニズムにおける省庁間調整フォーラムに関し行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月30日付け閣安保第160号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分について開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「共同計画策定メカニズムにおける省庁間調整フォーラムの庶務担当部局が、同フォーラムに関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条2項の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「不開示決定の取消し。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められることから、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

「不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分について開示すべきである。」旨、主張している。しかしながら、上記（2）のとおり、処分庁においては、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条2項の規定に基づき行った不開示決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月1日 審議
- ④ 令和5年9月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「共同計画策定メカニズムにおける省庁間調整フォーラムの庶務担当部局が、同フォーラムに関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。」に係る行政文書である。

処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、本件対象文書を特定し、法5条3号に該当するとしてその全部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 平成27年11月、日米両政府は、「日米防衛協力のための指針（昭和53年策定、平成9年及び27年改定）」に基づき、我が国の平和及び安全に関連する緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、共同計画策定メカニズムを設置し、平時において共同計画の策定を同指針に従って実施することとした。

当該メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものである。

イ 省庁間調整フォーラムは、当該メカニズムを構成する枠組みのひとつであり、両国の関係省庁間の調整、説明、追加の情報提供などを必要に応じて行う場である。当該フォーラムの開催年月日、場所及び概要は、公表していない。当該フォーラムの日本側の構成者は、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付、内閣官房国家安

全保障局，外務省，防衛省の代表である。当該フォーラムについて，事務局を設置していないことから，庶務担当部局は存在しない。本件請求文書に「庶務担当部局」とあるが，当該フォーラムの構成者である各部局において保有する文書が請求されているものと解した。

ウ 本件対象文書は，自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保することを目的に，当該フォーラムにおいて日米両国の関係省庁から得られた情報が具体的に記載された文書である。本件対象文書には，共同計画策定に資する日米間の各種協力等に係る情報等が含まれている。本件対象文書は，その件名及び件数を含め，これを公にすることにより，我が国の安全保障上の関心事項，共同計画策定作業の進捗状況並びに我が国の平和及び安全に関連する緊急事態が発生した際の自衛隊及び米軍の運用方針が明らかとなる。その結果自衛隊及び米軍の総合的・全体的な事態対処能力が推察されることを通じて，我が国の安全を害する意図等を有する相手方が，自衛隊及び米軍に対して対抗措置を講ずることが可能となるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがある。また，仮に本件対象文書が開示されることとなれば，米国との信頼関係が損なわれ，今後，米側との間で忌たんのない協議や意見交換を行えなくなり，米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することにより国の安全が害されるおそれがある。

したがって，本件開示請求においては，本件対象文書の全てを不開示とした。

- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ，上記(1)で諮問庁が説明するとおり，本件対象文書には，当該フォーラムにおける日米外交防衛当局間の共同計画に関わる内容が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。我が国の安全を害する意図等を有する相手方の存在に鑑みると，本件対象文書は，その件名及び件数を含め，これを公にすれば，効果的な事態対処の遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

本件対象文書は，これを公にすることにより，共同計画策定作業の進捗状況等が明らかとなり，自衛隊及び米軍の事態対処能力が推察されることを通じて，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，また，米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することにより国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

共同計画策定メカニズムにおける省庁間調整フォーラムの庶務担当部局が、同フォーラムに関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。

2 本件対象文書

「共同計画策定メカニズムにおける省庁間調整フォーラムの庶務担当部局が、同フォーラムに関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。」に係る行政文書